

【PCB 廃棄物に関する罰則規定】

PCB 廃棄物の 保管状況等の無届	6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
違法な PCB 廃棄物の 譲り渡し・譲り受け	3 年以下の懲役又は 1,000 万円以下の罰金又は併科
無許可収集運搬業者・ 処分業者への委託	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科
不法投棄	5 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科 (法人に対しては、3億円以下の罰金)